（建築物エネルギー消費性能向上計画の記載事項）

第二十四条　［略］

（建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の通知）

第二十五条　所管行政庁は、法第三十条第一項の認定をしたときは、速やかに、その旨（同条第五項の場合においては、同条第四項において準用する建築基準法第十八条第三項の規定による確認済証の交付を受けた旨を含む。）を申請者に通知するものとする。

2　前項の通知は、別記様式第三十四による通知書に第二十三条第一項の申請書の副本（法第三十条第五項の場合にあっては、第二十三条第一項の申請書の副本及び前項の確認済証に添えられた建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第一条の三の申請書の副本）及びその添付図書を添えて行うものとする。

（建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微な変更）

第二十六条　［略］

（建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請）

第二十七条　法第三十一条第一項の変更の認定の申請をしようとする者は、別記様式第三十五による申請書の正本及び副本に、それぞれ第二十三条第一項に規定する図書のうち変更に係るものを添えて、これらを所管行政庁に提出しなければならない。この場合において、同項の表中「法第三十条第一項第一号」とあるのは、「法第三十一条第二項において準用する法第三十条第一項第一号」とする。

（建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の通知）

第二十八条　第二十五条の規定は、法第三十一条第一項の変更の認定について準用する。この場合において、第二十五条第一項中「同条第五項」とあるのは「法第三十一条第二項において準用する法第三十条第五項」と、「同条第四項」とあるのは「法第三十一条第二項において準用する法第三十条第四項」と、同条第二項中「別記様式第三十四」とあるのは「別記様式第三十六」と、「法第三十条第五項」とあるのは「法第三十一条第二項において準用する法第三十条第五項」と読み替えるものとする。

（軽微な変更に関する証明書の交付）

第二十九条　法第十二条第一項の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けなければならない建築物の建築に係る建築基準法第七条第五項、同法第七条の二第五項又は同法第十八条第十八項の規定による検査済証の交付を受けようとする者は、その計画の変更が第二十六条の軽微な変更に該当していることを証する書面の交付を所管行政庁に求めることができる。

第三章　建築物のエネルギー消費性能に係る認定等

（建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請）

第三十条　法第三十六条第一項の規定により建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請をしようとする者は、別記様式第三十七による申請書の正本及び副本に、それぞれ第一条第一項の表の（い）項及び（ろ）項に掲げる図書その他所管行政庁が必要と認める図書を添えて、これらを所管行政庁に提出しなければならない。ただし、当該建築物に住戸が含まれる場合においては、当該住戸については、同表の（ろ）項に掲げる図書に代えて同表の（は）項に掲げる図書を提出しなければならない。

（建築物エネルギー消費性能向上計画の記載事項）

第二条　［同上］

（建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の通知）

第三条　所管行政庁は、法第三十条第一項の認定をしたときは、速やかに、その旨（同条第五項の場合においては、同条第四項において準用する建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第十八条第三項の規定による確認済証の交付を受けた旨を含む。）を申請者に通知するものとする。

2　前項の通知は、別記様式第二による通知書に第一条第一項の申請書の副本（法第三十条第五項の場合にあっては、第一条第一項の申請書の副本及び前項の確認済証に添えられた建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第一条の三の申請書の副本）及びその添付図書を添えて行うものとする。

（建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微な変更）

第四条　［同上］

（建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請）

第五条　法第三十一条第一項の変更の認定の申請をしようとする者は、別記様式第三による申請書の正本及び副本に、それぞれ第一条第一項に規定する図書のうち変更に係るものを添えて、これらを所管行政庁に提出しなければならない。この場合において、同項の表中「法第三十条第一項第一号」とあるのは、「法第三十一条第二項において準用する法第三十条第一項第一号」とする。

（建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の通知）

第六条　第三条の規定は、法第三十一条第一項の変更の認定について準用する。この場合において、第三条第一項中「同条第五項」とあるのは「法第三十一条第二項において準用する法第三十条第五項」と、「同条第四項」とあるのは「法第三十一条第二項において準用する法第三十条第四項」と、同条第二項中「別記様式第二」とあるのは「別記様式第四」と、「法第三十条第五項」とあるのは「法第三十一条第二項において準用する法第三十条第五項」と読み替えるものとする。

［条を加える。］

第二章　建築物のエネルギー消費性能に係る認定等

（建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請）

第七条　法第三十六条第一項の規定により建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請をしようとする者は、別記様式第五による申請書の正本及び副本に、それぞれ申請に係る建築物のエネルギー消費性能が建築物エネルギー消費性能基準に適合するものであることを説明した図書（次項において「説明書」という。）、第一条第一項の表の（い）項及び（ろ）項に掲げる図書（設計内容説明書を除く。）その他所管行政庁が必要と認める図書を添えて、これらを所管行政庁に提出しなければならない。ただし、当該建築物に住戸が含まれる場合においては、当該住戸については、同表の（ろ）項に掲げる図書に代えて同表の（は）項に掲げる図書を提出しなければならない。